

鞍手町男女共同参画推進条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第9条）
 - 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第10条—第17条）
 - 第3章 鞍手町男女共同参画推進委員（第18条—第28条）
 - 第4章 苦情及び救済の申出の処理（第29条—第38条）
 - 第5章 雑則（第39条）
- 附則

私たちの憲法には、個人の尊重と法の下での平等が謳われ、国においては、男女平等の実現に向けた取組が「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准など、国際社会における動向に呼応して進められてきました。

鞍手町は、平成8年に「鞍手町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例」を制定すると共に、人権問題地区懇談会や人権に関する各種講演会・街頭啓発など差別のないまちづくりのための様々な取組を行っています。

しかしながら、地域のあらゆる活動の場においては、性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく社会制度や慣行は、今なお根強く残っています。

さらに、今日の社会経済情勢の急速な変化に的確に対応し、豊かで活力ある未来を築くためにも、すべての人が性にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が強く求められています。このような状況の中、国は平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」として位置づけました。

鞍手町においても、職域、学校、地域、家庭など社会のあらゆる場において、町、町民、事業者等が協働して、男女共同参画を推進しなければなりません。

ここに私たちは、すべての人が自らの意思で多様な生き方を選択し、自分らしく生きる喜びを実感することができる男女共同参画社会を実現することを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画を推進することにより、性にかかわらず、すべての人の人権を保障し、豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に住所を有する者、在勤する者及び在学する者並びにその他町内を活動の拠点とする個人をいう。
- (2) 事業者等 営利、非営利を問わず、町内において事業又は活動を行う民間の法人その他の団体をいう。
- (3) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (4) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応に応じて当該個人に不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等の男女間において、個人の尊厳を侵すような身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為(経済的又は社会的な側面での暴力的行為を含む。)をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次の理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) すべての人は、直接的又は間接的であるかを問わず、性による差別的な取扱いを受けることなく、男女が個性と能力を発揮する機会が確保され尊重されなければならない。この場合において、社会的身分、門地、障害、国籍、年齢、文化その他の理由による差別を受けないよう配慮されなければならない。
- (2) すべての人は、性別による固定的な役割分担意識を反映した社会における制度や慣行をなくすよう努めると共に、これらが男女の社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- (3) すべての人は、仕事、地域、家庭その他の様々な活動について、自らが望むバランスのとれたライフスタイルにより形成されなければならない。
- (4) すべての人は、家族の協力と社会の支援の下に、次世代を担う子の養育、家

族の介護等、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の職域、学校、地域等の分野における活動を行うことができるよう配慮されなければならない。

(5) すべての人は、対等な関係の下に、性に関する理解を深めると共に、妊娠、出産等性と生殖に関する自らの意思が尊重され、生涯にわたり健康を保持することができるよう配慮されなければならない。

(6) 男女共同参画の形成は、男女が社会の対等な構成員として、地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(7) 男女共同参画社会の形成の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、平和を基盤とした国際的協調の下に行われなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、第3条に定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進を町の主要な政策として位置づけ、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下「参画施策」という。）を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 町は、すべての施策を策定し、実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

3 町は、参画施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

4 町は、男女共同参画を推進するに当たっては、国及び他の地方自治体との連携を図ると共に、町民、教育関係者、事業者等の協力を得るよう努めなければならない。

(町議会の責務)

第5条 町議会は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(町民の責務)

第6条 町民は、男女共同参画社会の形成について理解を深め、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進を阻害する要因を除去するよう努めると共に、町が実施する参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第7条 事業者等は、男女共同参画社会の形成について理解を深め、その事業又は活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進を阻害する要因を除去するよう努めると共に、町が実施する参画施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第8条 学校教育、社会教育、家庭教育その他の教育に携わるものは、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するための教育の充実に努めなければならない。

(性別を理由とした人権侵害行為の禁止等)

第9条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス及び売買春等人権を侵害する行為をしてはならない。

2 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び差別又は男女間における暴力等を連想若しくは助長する表現及び男女共同参画の推進を阻害する表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第10条 町は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定に基づき、男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 町は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、鞍手町附属機関設置条例(平成15年鞍手町条例第1号)第1条別表に規定する鞍手町男女共同参画審議会の意見を聴くと共に、広く町民の意見を反映させるための措置を講じなければならない。

3 町は、男女共同参画に係る基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかに公表しなければならない。

4 町は、男女共同参画に係る基本計画の実施状況について、年次報告書を作成し、かつ、男女共同参画審議会に報告を行い、公表しなければならない。

(政策の立案及び決定の過程への女性の参画推進等)

第11条 町は政策の立案及び決定の過程への女性の参画を積極的に推進するため、次に掲げる積極的格差是正措置を行うものとする。

(1) 附属機関等の委員を委嘱し、又は任命するときは、当該附属機関等における男女の数がいずれかの性に偏らないように努めるものとする。

(2) 男女の別なく職員の能力及び意欲に応じた登用を図るため、女性職員の職域の拡大、能力向上の機会の確保に努めるものとする。

2 性別にかかわらず、職員が子の養育及び家族の介護等の家族的責任を果たすことができる職場環境づくりを積極的に行うものとする。

(女性の労働環境改善のための支援)

第12条 町は、雇用の分野における男女共同参画の推進を図るため、あらゆる雇用の形態において女性の労働環境が改善されるよう必要な情報の提供、相談その他の支援を行うよう努めなければならない。

(男女共同参画推進教育の充実)

第13条 町は、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の場において、男女共同参画社会の形成を推進する教育の充実に努めなければならない。

(活動支援)

第14条 町は、町民や事業者等が行う活動において、男女共同参画が推進されるように情報の提供その他必要な支援を行うよう努めなければならない。

(調査研究)

第15条 町は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な実施のため、情報収集及び分析その他の調査研究を行わなければならない。

(男女共同参画推進体制)

第16条 町は、男女共同参画の推進に向けて、男女共同参画施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制の整備を図らなければならない。

(相談・対応等)

第17条 町は、男女共同参画の推進を阻害する問題等に関する窓口を設置し、町民及び事業者等から相談があった場合は、県及び国の関連機関並びに民間の関係団体との連携のもとに適切な措置を講じるよう努めなければならない。

第3章 鞍手町男女共同参画推進委員

(男女共同参画推進委員の設置)

第18条 町長は、次に掲げる事項を処理するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として、鞍手町男女共同参画推進委員（以下「推進委員」という。）を置く。

(1) 町が実施する男女共同参画施策若しくは措置、又は男女共同参画の推進に影響

響を及ぼすと認められる施策若しくは措置についての苦情。

(2) 性による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合（以下「人権侵害」という。）における被害を受けた者の救済。

2 推進委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職とする。

3 推進委員の定員は2名とし、男女各1名とする。

4 推進委員は、男女共同参画施策に関して優れた職見を有し、性による差別の解決に熱意があり、社会的信望の厚い者のうちから、町長が委嘱する。

（推進委員の職務）

第19条 推進委員は、次に掲げる職務を行う。

(1) 申出又は推進委員の発意に基づき、前条第1項第1号に規定する苦情を処理するための調査又は勧告等を行うこと。

(2) 申出又は推進委員の発意に基づき、前条第1項第2号に規定する救済を措置するための調査、勧告又は要請等を行うこと。

(3) 制度改善のための意見を表明すること。

(4) 勧告、要請又は意見表明等の内容を公表すること。

（独任制）

第20条 推進委員は、独立してその職権を行う。ただし、重要な事項については合議を要する。

（代表推進委員）

第21条 推進委員の合議により、代表推進委員を定める。

2 代表推進委員は、合議事項につき推進委員を代表する。

（任期）

第22条 推進委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、任期を通算して6年を超えることができない。

2 補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

（責務）

第23条 推進委員は、男女共同参画及び人権の擁護者として、公平かつ公正にその職務を遂行しなければならない。

2 推進委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

(除斥)

第24条 推進委員は、その職務の公平な遂行に支障を生じるおそれのある場合は、第18条に定める苦情又は救済の申出についての処理に係ることができない。

(兼職の禁止)

第25条 推進委員は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 推進委員は、町と取引関係にある法人その他の団体役員又は推進委員の公平かつ公正な職務の遂行に影響を及ぼすおそれのある職業等と兼ねることができない。

(守秘義務)

第26条 推進委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。

(解嘱)

第27条 町長は、推進委員が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、解嘱することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり又は職務に堪えられない場合
- (2) 職務を怠り又は職務上の義務に違反した場合
- (3) 推進委員としてふさわしくない行為が明白に認められる場合

(関連機関との連携)

第28条 推進委員は、その職務の遂行に当たっては、町、県及び国の関係機関又は民間の関係団体と連携を図るよう努めなければならない。

第4章 苦情及び救済の申出の処理

(苦情及び救済の申出)

第29条 町民及び事業者等は、第18条第1項に規定する推進委員に対し、同項第1号に規定する苦情の申出をすることができる。

2 町内において町、町民及び事業者等から第18条第1項第2号に規定する人権侵害を受けた個人は、推進委員に対し、同項第2号に規定する救済の申出をすることができる。

3 苦情及び救済の申出（以下「苦情等の申出」という。）は、代理人により行うことができる。

4 前3項に規定する苦情等の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。ただし、書面によることができない場合は、口頭によ

り申し出ることができる。

- (1) 申出人の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 苦情等の申出の趣旨及び理由並びにその申出の原因となつた事実（調査の実施等）

第30条 推進委員は、苦情等の申出があつたときは、当該関係者から事情を聴取り、関係書類の提出を求め、又は実地調査を行うことができる。

2 前項の調査を行うときは、あらかじめ当該関係者に対し、調査の通知をするものとする。

3 町は、第1項に規定する調査を拒んではならない。

4 推進委員は、町民及び事業者等に対し、第1項に規定する調査の協力を求めることができる。この場合において、あらかじめ調査協力の同意を得なければならない。

（調査の対象としない事案）

第31条 苦情等の申出が次に掲げる事案であるときは、前条の規定にかかわらず、推進委員の調査の対象としない。

- (1) 裁判所において係争中の事案及び判決等により確定した事案
- (2) 行政庁において不服申立てが行われている事案及び不服申立てに対する裁決又は決定を経て確定した事案
- (3) 議会に関する事案
- (4) 推進委員が既に苦情等の処理を終了した事案
- (5) 前条第4項に規定する調査協力の同意が得られない事案
- (6) 前各号に掲げるもののほか、調査することが適当でないと推進委員が認める事案

2 前項の場合において、推進委員は、苦情等の申出人に対し、理由を付した書面により、速やかに、その旨を通知しなければならない。

（調査の中止等）

第32条 推進委員は、調査を開始した後においても、苦情等の申出が第31条第1項に規定する事項に該当することが判明したとき、又は申出に理由がないと認めるときは、調査を中止するものとする。

2 前項の場合において、推進委員は、苦情等の申出人に対し、理由を付した書面により、速やかに、その旨を通知しなければならない。

(是正又は改善の勧告)

第33条 推進委員は、第29条第1項に規定する苦情の申出があった場合において、町の施策又は措置が男女共同参画の推進を阻害すると認めるときは、町の機関に対し、是正・救済勧告書により是正又は改善の措置を講ずるよう勧告(以下「是正勧告」という。)をすることができる。

- 2 是正勧告を受けた当該機関は、当該是正勧告を尊重しなければならない。
- 3 推進委員は、必要があると認めるときは、是正勧告を受けた当該機関に対し、期限を定めて、どのような措置を講じたかについて、報告を求めることができる。
- 4 推進委員は、是正勧告を行い、又は前項の報告を受けたときは、速やかに、苦情の申出人に対し、その旨を通知すると共に、個人情報保護等的人権に必要な配慮をした上で公表しなければならない。

(救済勧告)

第34条 推進委員は、第29条第2項の救済の申出(町に係るものに限る。)があった場合において、町が性による差別その他の人権侵害を行ったと認めるときは、被害を受けた者に対し、必要な助言その他の支援を行うと共に、当該機関に対し、人権侵害を排除し、又は抑止する等救済の措置を講ずるよう勧告(以下「救済勧告」という。)をすることができる。

- 2 救済勧告については、前条の第2項から第4項までの規定を準用する。

(制度改善のための意見表明)

第35条 推進委員は、苦情等の申出(町に係るものに限る。)があった場合において、法令の定め、地方公共団体の権限の制約その他正当な理由により、町の施策若しくは措置を直ちに是正又は改善することが困難であると認めるときは、制度改善のための意見表明(以下「意見表明」という。)をすることができる。

- 2 推進委員が、意見表明をするときは、速やかに意見表明をすることを苦情等の申出人に通知すると共に、個人情報保護等的人権に必要な配慮をした上で公表しなければならない。

(町民及び事業者等による人権侵害の救済)

第36条 推進委員は、第29条第2項に規定する救済の申出(町に係るものを除く。)があり、調査の結果、必要があると認めるときは、人権侵害の被害者を救済するために必要な助言その他の支援を行うと共に、人権侵害の状況を是正するため、町長に対し改善のための要請を行うよう求めることができる。

- 2 推進委員は、次条第1項の要請にもかかわらず、人権侵害の状況が改善されていないと認めるときは、町長に対し人権侵害の内容を公表するよう求めることが

できる。

- 3 推進委員は、第1項の規定する要請若しくは第2項に規定する公表を求めたとき、又は次条第6項の規定する通知を受けたときは、救済の申出人に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

(町長の要請及び公表)

第37条 町長は、前条第1項の要請を求められたときは、関係者に対し、改善のための要請を行わなくてはならない。

- 2 町長は、改善のための要請を行った関係者に対し、期限を定めてどのような改善を図ったかについて報告を求めなければならない。
- 3 町長は、前条第2項の規定による公表を求められたときは、人権侵害の状況について必要な事項を個人情報の保護等人権に配慮をした上で公表することができる。
- 4 町長は、前条第1項又は第2項に規定する推進委員からの求めを尊重しなければならない。
- 5 町長は、第3項の規定により公表しようとするときは、あらかじめその公表について関係する町民及び事業者等に意見を述べる機会を与えなければならない。
- 6 町長は、第1項の要請、第3項の公表を行ったときは、要請・公表を行った日から起算して14日以内に推進委員に対し、その内容を通知しなければならない。
- 7 町長は、第2項の状況改善の報告を受けたときは、報告を受けた日から起算して14日以内に推進委員に対し、その内容を通知しなければならない。

(自己の発意による苦情等の処理)

第38条 推進委員は、必要があると認めるときは、自己の発意に基づく事案について調査を行い、必要な処理をすることができる。

- 2 前項の場合において、第30条及び第33条から前条までの規定を準用する。この場合において、推進委員は、自己の発意に基づく人権侵害の事案について調査を行うときは、人権侵害により被害を受けたと認められる者の同意を得なければならない。
- 3 町長は、推進委員の発意に基づく事案について、前条第1項の要請又は同条第3項の公表を行うときは、人権侵害により被害を受けたと認められる者の同意を得なければならない。

第5章 雑則

(委任)

第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な推進委員の委嘱その他の準備行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。